

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

124

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあっては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせること)

具体的な支障事例

## 【提案の背景】

農林水産省で定める適化法に基づく財産処分承認基準において、財産処分に当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。

このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することになり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。

## 【具体的支障事例】

港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事業により、河川堤防が築堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【改正の効果】

財産処分について、数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生する、不合理な状況が解消され、効率的な事業の遂行が図られる。

## 【他省庁の事例】

同様の財産処分において、国土交通省の条件は「目的外使用により生じる収益のうち国庫補助金等相当額」「譲渡額のうち国庫補助金等相当額」となっており、不動産鑑定を要しないこととなっており、この点からも不合理であると思料する。

## 根拠法令等

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)第 22 条
- 平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第 3 条及び別表 1

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

## 各府省からの第 1 次回答

補助対象財産は国庫補助金の資金価値が転換されたものであり、財産処分に係る国庫納付額の算定は、処分時点における当該財産の資産価値を正確に評価する必要があるため、農林水産省においては、時価評価額のほか複数の手法で資産価値を評価し、国庫納付額を算定することとしているところである。

今回の事案では、結果として時価評価額の算定に要した経費が、算定結果を上回ることとなったようであるが、事案によっては残存簿価又は譲渡契約額よりも時価評価額が高価となることも想定されることから、適切な国庫納付額の算定を行うため、合理的な手法の一つである時価評価額は、引き続き国庫納付額を算定する際の比較対象の一つとして採用することが適当である。

他方、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡額を基にした国庫納付額の算定をできるよう検討を行うこととしたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」別表 1 備考 1 より「国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。」と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。

なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合について、検討を行うとの回答をいただいたところだが、今後の検討スケジュール等をお示しいただき、早急な検討をお願いしたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第 2 次回答

貴提案のとおり、財産処分に伴う国庫返還にあたり、全ての用地について不動産鑑定を行い、正確な資産価値を算出することは必ずしも適当とは考えられない。

このため、近隣の類似案件の評価額や当該用地の一部の評価額などから不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡契約額を基にした国庫納付額の算定をできるよう、事業を所管している省内部局や処分承認事務を委任している機関の意見なども踏まえつつ、概ね年度内には具体の算定方法を示せるよう検討を進めることとしたい。

6【農林水産省】

(15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

( i )財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成 28 年度中に具体的な算定方法を通知する。